【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第六十一号）

一　階数が二以上かつ用途面積が千平方メートル以上の就労選択支援を行う事業所を特定施設とすることとした。

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三　この規則は、令和七年十月一日から施行することとした。

● **徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第六十二号）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二　この規則は、令和七年十月一日から施行することとした。